中島　宗昭 議員　《一般質問》

問 イチゴの産地維持、発展に向けての支援と対策を問う

答 若い後継者をいかに確保するかが課題

問 イチゴ生産農家の高齢化及び後継者不足に伴い将来が危惧されている中、後継者・新規就農者の確保、研修助成など就農支援対策は。

副町長 町を中心に新規サポートチームを設置し、新規就農者相談会開催への積極的参加、専用ホームページでPR、県農政部との連携により多様なチャンネルを確保。さらに希望者に対しては、支援農家や空きハウスの紹介、住居のあっせんと幅広い相談支援を行うとともに、就農後も定期的なヒアリング実施を含め営農指導や生活全般までのきめ細かいサポートを行っている。

今後とも更なる新規就農者の確保・定着に向け鋭意努力していく。

トップブランド「あまおう」の生育状況

問 雇用型による規模拡大及び法人化に向けての対策は。

副町長 雇用労働力の活用は不可欠と考えている。県実施の雇用型農業経営研修会への参加呼びかけ、先進事例の視察研修実施などの支援を行っている。

他方、イチゴ農家の法人化は、技術的難易度が高くスケールメリットが発揮されにくい営農類型であり、法人化による経営発展には適合していない側面もあり慎重に検討すべきものと考えている。

問 生産部会・JAとの連携の強化を図り、産地をさらに強固にしていく支援対策は。

副町長 JA福岡大城は久留米市・大川市をエリアに含むことからJA等の内部の意思統一が容易でなく、町の取り組みの方向性とも足並みをそろえにくい側面もあると認識している。

町としては、中立的かつ中長期的な視点も踏まえ、本町農業の持続的発展に資する取組みが推進されるよう、JA及び生産部会に対する働きかけや支援を行う。

がんばる新規就農者

問 町内には、たくさんの文化人及び歴史的人物が輩出されている。今までどのような顕彰事業がなされ、どこまで作品・資料の収集調査研究が進捗しているか。

生涯学習課長 これまでこっぽーっとホールイベント企画運営委員会と教育委員会による町出身の文化人を顕彰することを目的に講演会及び資料収集を進めてきた。多い方では約90％の著作物の収集、遺品等の提供も増えている。ほかに図書情報センターで資料の展示を行っている。今後は新たな調査研究の対象を広げ、資料収集についても新たな購入計画のもと地元文化人の資料収集を検討していきたい。

問 大木町が輩出した文化人、歴史的人物を記録史として編集し、学校教育の中での活用は。

生涯学習課長 郷土の先人の功績等を紹介していくことは、大変意義あることだと思う。いろんな課題等を整理しながら検討していきたい。

郷土出身の顕彰事業

井上　護 議員　《一般質問》

問 交差点に信号機設置を望む

答 引き続き設置要望に取り組んでいく

問 県道一〇五号線と大川大木線の道本・中島の交差点で何度も交通事故が起きている。

地元の小学生の登下校や中学生が自転車通学するとき、自動車がスピードを出しているので恐ろしい、何とかならないかという声も聞く。子供の見守り隊や民生委員、区長さんなどから交差点に早急に信号機を付けてほしいという要望が出されているが。

道本・中島地区の交差点

建設水道課長 県道大川大木線と町道一〇五号線路が交差する道本・中島の交差点は、現地の状況を確認したところ、南側の町道から交差点に侵入する場合には見通しも確保されているが、北側の町道から交差点に侵入する場合には見通しが悪く、カーブミラーでの安全確認を行う必要がある状況。この交差点は大溝小学校の通学路となっていることから平成十七年度にPTAからの要望を受け、当時の大川警察署に信号機設置の要望書を提出した。また、大川大木線は車両の交通量が多いとはいえない状況にあり現在まで信号機が設置がされていない。

しかし、交差点内で事故が発生していることや、中島地区だけでなく、横溝本村地区および上白垣地区からの通学路として利用されている状況にあり、この交差点での信号機設置は懸案であると認識している。

ほかに要望しているものと合わせて引き続き筑後警察署への設置要望に取り組んでいく。

小学生の登校状況

危ない！見通しの悪い交差点

問 大木町として公契約条例の制定についてどう考えているか。

町長 公契約とは、国や地方公共団体が行政目的を遂行するため、民間の企業や団体などと締結する契約で、いうまでもなく公平・公正なものであるとともにそこから生みだされる公共サービスで安全で価値の高いものでなければならない。このため本町においては、入札制度改革の一環として、最低制限価格制度や総合評価方式の入札制度の導入等により、調達する役務等の質の確保に取り組んできた。公契約条例の制定は、労働者の適正な労働条件を確保することで業務の質の確保と公契約の社会的価値の向上を図り、住民福祉の向上に寄与する事を目的とするものと理解しているが労働者の労働条件や待遇は、一義的には労使双方の関係の中で、決定すべきもので、労働基準法なり最低賃金法等の枠組みの中でその確保が図られているものと考えている。

また、公契約条例の制定により、労働基準法等の水準を上回る労働条件等の基準を設定した場合、必要以上に調達コストが高どまりし、かえって効率性が確保できなくなる事も懸念されている。したがって本町としても、現在のところ、公契約条例を制定する事は特段考えてはいないが、既に条例を制定した千葉県野田市などの事例も見ながら、動向について、注視していきたい。